

履行保証保険普通保険約款

第1章 補償事項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この約款に従い、保険契約者である債務者が保証証券記載の契約（以下「証券記載契約」といいます。）についてその債務（以下「主債務」といいます。）を履行しない場合において、被保険者である債権者の被る損害に対して保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の代表者を統括するその他の機関を含みます。）以下、同様とします。）またはその者の代理人の過失または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、損害が生じたことについて被保険者が信義に反せず誠実であるときは、この限りではありません。(2) 当会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対して保険金を支払いません。ただし、損害が生じたことについて保険契約者の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似的事象または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風
 - 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）、同一同様とします。）または核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、(2)各号以外の保険契約者の責に帰すべきことでない客観的事由によって生じた損害に対して保険金を支払いません。(4) 当会社は、証券記載契約の目的を達した後（建設工事の請負契約である場合には目的物の完成引渡し後）にされたその目的（建設工事の請負契約である場合にはその目的物）の瑕疵の修補に要する費用に対して保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が第20条（保険金の請求）(2)および(3)の手続きをする以前に、証券記載契約が解除・解約されなければ保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額－その1）

(1) 証券記載契約が建設工事の請負契約である場合において、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、請負契約の解除・解約時および工事の目的物の所在地を基準として算定した工事の未完成部分（完成部分について解除・解約時以後修補を要する状態となった場合のその部分を含みます。ただし、被保険者が善良な管理者の注意を怠らなかった場合とします。）以下同様とします。）の再契約代金額と工事の未完成部分に相当する代金額との差額とします。ただし、その額が保険金額をこえるときは、保険金額を限度として支払います。(2) (1)の再契約代金額は、その請負契約と同一内容の建設工事の未完成部分を完成するために要する額に相当と認められる金額とし、次の金額は含まないものとします。① 第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由または被保険者の責に帰すべき事由によって建設工事の目的物および建設工事材料に生じた損害の回復に要する金額

- 第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由等その請負契約の締結時において一般に予知することのできない事由に基づく経済事情の著しい変動による増加額

第5条（証券記載契約において一般に予知できない事由）

(1) 証券記載契約において、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の建設工事以外の請負契約である場合において、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、証券記載契約が解除されたときまたは、再契約代金額と証券記載契約の代金額との差額とし、証券記載契約が解約されたときまたは、証券記載契約の不履行部分（履行部分について解約時以後の履行と同様の状態となった場合のその部分を含みます。ただし、被保険者が善良な管理者の注意を怠らなかった場合に限ります。以下同様とします。）の再契約代金額と不履行部分に相当する代金額との差額とします。ただし、その額が保険金額をこえるときは、保険金額を限度として支払います。(2) (1)の再契約代金額は、証券記載契約の解除・解約時および工事の目的物の所在地を基準とし、次の金額は含まないものとします。① 第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由または被保険者の責に帰すべき事由によって証券記載契約の目的物および被保険者が支給した材料に生じた損害の回復に要する金額

- 第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由等証券記載契約の締結時において一般に予知することのできない事由に基づく経済事情の著しい変動による増加額

第6条（保険金の支払額－その3）

証券記載契約が第4条（保険金の支払額－その1）または第5条（保険金の支払額－その2）の規定に該当しない契約である場合において、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、保険契約者が主債務を履行しないことにより被保険者が被った一般に相当と認められる損害の額とします。ただし、その額が保険金額をこえるときは、保険金額を限度として支払います。

第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の損害に対する保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、被保険者が損害の額の合計を超過する金額を請求するときは、被保険者の損害に限りませんが、その額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

損害の額 ×

この保険契約の保険金額

それぞれ保険契約の保険金額の合計額

{\displaystyle {\frac {この保険契約の保険金額}{それぞれ保険契約の保険金額の合計額}}=保険金の支払額}

 = 保険金の支払額

第2章 基本事項

第8条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険料を領収した時に始まり、次に掲げる保険金支払債務消滅の時を終ります。

- 保険契約者または証券記載契約にかかる保険契約者の保証人（工事完成保証人を含みます。以下「保証人」といいます。）が証券記載契約にかかる債務を履行したとき
- 保険契約者または保証人が主債務の不履行に基づく損害賠償債務を履行したとき

第9条（告知義務）

- 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち重要な事項として当会社が告知を求めた事項（以下、「重要事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者の代理人が、重要事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合は、損害賠償を請求する旨を告げる場合があります。保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約が解除されます。
- (2)の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。① (2)に規定する告知なかった事実または告げなかった事実と異なる箇所がある場合

くなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する告知なかった事実もしくは告げたことと事実と異なることを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社が知っていたことに関する被保険者の代理人が、事実を知ったことを告げ、場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

- 被保険者が信義に反せず誠実であった場合
- 保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生の前に、重要事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結した場合は、(2)の規定は適用しません。

- 当会社が、(2)の規定により損害の原因がそのことを知った時から1か月を経過した場合は保険契約締結日から5年を経過した場合
- (4)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した後に生じた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)の規定は、(2)に規定する告げるべきであった事実を請求わずに発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害については適用しません。

第10条（通知義務）

- 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の効力のいずれかまたは該当する事実が発生した場合には、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰することのできな事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
 - 保険契約者または被保険者との合併、清算、解散または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始および特別清算の開始の申立
 - 証券記載契約の内容の変更
 - 重要事項の内容の変更を生じた事実
 - 保険金支払義務の発生に重大な影響を及ぼすような事実
- (2) 保険契約者および被保険者がいずれも正当な理由がなく (1) に規定する手続を怠った場合には、当会社は、保険契約者または被保険者がその発生を知った時から当会社が(1)の承認の請求を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払わないこととなります。

(3) (2)の規定は、(1)の事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害については適用しません。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保証証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険契約に関する調査）

(1) 当会社は、いつでも、保険契約に関して必要な調査をすることができます。被保険者が、正当な理由がなく (1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険金を支払わないこととなります。

第13条（保険契約の無効）

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的をもって第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- 被保険者の当時、被保険者が、すでに第1条（保険金を支払う場合）の損害が生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたときは、保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の失効）

被保険者が、その事故が発生したときから保険契約はその効力を失うものとします。ただし、あらかじめ当会社が書面により承諾した場合を除きます。

- 被保険者に変更があった場合
- 証券記載契約の内容に重大な変更があった場合

第15条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約締結後、保険契約者は、被保険者の承諾がある場合を除き、保険契約を解除することができます。

第16条（重大事由による解除）

- 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面により通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし被保険者が信義に反せず誠実である場合は除きます。① 保険契約者または被保険者が、当会社に対する保険契約に基づく保険金を支払わなかったことを目的として損害を生じさせ、または生じせようとしたこと
- 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社とこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を阻害する重大な事由を生じさせたこと

(2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生した後に生じた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)各号の事由が生じた時から解除があった時までに発生した第1条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払ったときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし被保険者が信義に反せず誠実である場合は除きます。

第17条（保険契約解除の効力）

保険契約者は、請求に向かうまでのみの効力を生じます。

第18条（保険料の請求）

第9条（告知義務）(3)④の承認する場合または第10条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料を追加して請求する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額を請求します。

第19条（保険料の返還）

当会社は、いかなる場合においても保険料を返還しません。ただし、当会社の責に帰すべき事由によって、保険契約が無効となったときは保険料の全額を、失効となった場合および解除されたときは未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生したときから発生し、これを行使することができます。
- 被保険者が保険金の請求を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類を当会社に提出しなければならないものとします。① 保険金請求書
- 損害額を証明する書類
- 当会社は、損害の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力依頼をすることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を遅くまたは提出し、必要な協力をしなればなりません。
- 被保険者が、正当な理由なく (2) もしくは(3)の規定に違反した場合は(2)から(3)までの書類に事実と異なる記載を記したまたはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合、当会社は保険金を支払いません。

第21条（保険金の支払時期）

- 当会社は、被保険者が第20条（保険金の請求）の規定による手続を完了した日（以下「請求日」といいます。）からその日を改めて30日以内に、当会社が保険金を支払うべき事由に必要と認めるときは、保険金を支払います。① 保険金の支払事由生ずるの有無の確認に必要な事項として、損害の原因、損害発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定められた事由に該当する事実の有無
- 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および第1条（保険金を支払う場合）の主債務を履行しないことと損害との関係
- 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定められた事項の有効・無効、適用・非適用、当会社がこれを承認するものとします。
- ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および引取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を改めて掲げる日数（数値に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日まで、に、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。① (1)から④までの事項を確認するための、公の機関による調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づき認定された公的機関を含む。）
- 180日
- ①(1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
- 90日
- 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査
- 60日

- (1)から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国内における調査
- 180日
- 主債務等の内容もしくは損害発生事由が特殊である場合または債務者にかかる複数の債務が不履行な場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会
- 180日

- (1)または(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(1)または(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(1)または(2)①から⑤までに掲げる期間中に被保険者と合意する合意に基づきその期間を延長することができます。
- (1)から(3)までの(1)または(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を履行なかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第22条（時効）

保険金請求権は、第20条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第23条（代位）

- 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金を限度として、被保険者の権利を害さない範囲内で被保険者が保険契約者に対して有する代位権を行使することができます。(2)被保険者が、保険金を領収したときは、被保険者の権利を害さない範囲内において当該会社が取得する (1)の権利を行使したとみなす必要な書面を当会社に交付しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。(3)被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の損害が発生した場合には、被保険者の権利を害しない範囲内において、当該会社が取得する (1)の権利の保全および行使ならびにそのため当会社に必要とする証拠および書面の入手に協力しなければなりません。(4)当会社は、被保険者が正当な理由なく(2)または(3)の規定に違反したときは、当会社が(1)の規定により被保険者の行使によって取得すべき金額のうちその違反によって取得できなかった金額を被保険者に対し請求することができます。

第24条（訴訟の提起）

この保険に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するとします。

第25条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約名称が表示されている場合、適用されます。

履行保証保険定額てん補特約条項

第1条（保険金の支払額）

この特約条項に従い、履行保証保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（保険金の支払額－その1）から第6条（保険金の支払額－その3）の規定にかかわらず、保険証券記載の契約において保険契約者である債務者等がその債務を履行しない場合において、損害賠償の額を予定した場合は、当会社が保険金として支払うべき損害の額は、その予定額とします。

第2条（準用規定）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される基本約款および特約条項の規定を準用します。

保険責任の始期および終期に関する特約条項

当会社の保険責任は、この特約条項に従い、履行保証保険普通保険約款第8条（保険責任の始期または終期）の規定にかかわらず、保険料を領収した時に始まり、保険証券記載の保険期間の末日に終了します。

瑕疵担保保証特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、履行保証保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合－その1）(4)の規定にかかわらず、保険契約者である債務者が保証証券記載の契約（以下「証券記載契約」といいます。）に定められている瑕疵担保責任条項に基づく債務（以下「瑕疵担保債務」といいます。）を履行しない場合において、被保険者である債権者の被る損害に対して保険金を支払います。

第2条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、証券記載契約の目的（以下「目的物」といいます。）の引渡し（目的物の引渡しを要しない場合）または、証券記載契約の目的の達成の時）に始まり、証券記載契約に定められた瑕疵担保責任期間を終了した時に終了します。

第3条（保険金の支払額－その1）

(1) 証券記載契約が建設工事の請負契約である場合において、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、目的物の瑕疵または瑕疵によって生じた目的物の瑕疵もしくは損傷（以下「瑕疵」といいます。）を修補するために必要となる費用を要する額に相当と認められる損害の額とします。ただし、いかなる場合にも証券記載契約に定められた瑕疵担保責任期間中、通算して保険証券記載の瑕疵担保保証特約の保険金額をこえないものとします。

保険金額をこえないものとします。

- (1)の損害の額には、次の金額を含まないものとします。① 普通約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由または被保険者の責に帰すべき事由によって目的物に生じた損害の額
- 普通約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由等証券記載契約の締結時において一般に予知することのできない事由に基づく経済事情の著しい変動による増加額

第4条（保険金の支払額－その2）

(1) 証券記載契約において被保険者が先主である売買契約の場合または建設工事以外の請負契約である場合において、当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、証券記載契約の瑕疵担保責任条項に基づき発生し、かつ修補が被った一般に相当と認められる損害の額とします。ただし、いかなる場合にも証券記載契約に定められた瑕疵担保責任期間中、通算して保険証券記載の瑕疵担保保証特約の保険金額をこえないものとします。

- (1)の損害の額には、次の金額を含まないものとします。① 普通約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由または被保険者の責に帰すべき事由によって目的物に生じた損害の額
- 普通約款第2条（保険金を支払わない場合－その1）(2)および(3)の事由等証券記載契約の締結時において一般に予知することのできない事由に基づく経済事情の著しい変動による増加額

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通約款および特約条項の規定を準用します。

刑務作業に関する特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、履行保証保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険契約者である債務者が保証証券記載の刑務作業契約（以下「刑務作業契約」といいます。）について保険期間中に発生した債務（以下「債務」といいます。）を履行しない場合に、被保険者である債権者の被る損害に対して保険金を支払います。

第2条（刑務作業契約の特則）

- 保険契約者の側または経営不振等により債務の不履行が発生した場合において、被保険者は所定の督促の手続きを行うものとします。
- 前項の督促にもかかわらず、保険契約者が債務を履行しないと、被保険者は保険金を請求するものとします。

第3条（保険金を支払わない場合）

刑務作業契約が、[国の債権の管理等に関する法律]その他の国の債権の管理に関する法の適用を要しない場合において、被保険者が保険金の請求をするときは、普通約款第4条（保険金の請求）(2)の手続きをする以前に刑務作業契約が解除・解約されなければ保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損害の額は、普通約款第4条（保険金の支払額－その1）から第6条（保険金の支払額－その3）の規定にかかわらず、被保険者が保険契約者に宛て渡すべき債権の代金の未取額および延滞金の合計額または被保険者が保険契約者に提供した労働の賃金の未取額および延滞金の合計額とします。ただし、その額が保険金額をこえるときは、保険金額を限度として支払います。

第5条（準用規定）

この特約条項に規定のない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される基本約款および特約条項の規定を準用します。

求償権特約条項

当会社は、保険金を支払ったときは、保険契約者に対し、保険金相当額ならびに約定の利息および遅延損害金その他必要な費用を求償する権利を有するものとします。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この特約条項に従い、被保険者が共同で、被保険者がそれぞれ被る保険金または引当額に応じて、連帯するごとく単別別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の引当事項）

保険契約者が保険契約の締結に際し、共同で被保険者の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引当保険会社のために次の各号の事項を行います。

- 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- 保険料の賦課および受領または戻戻
- 保険契約の内容及び内容の変更の承認または拒否の理由の解除
- 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の譲渡の認定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその認定、譲渡もしくは消滅の承認
- 保険契約に係る変更手続を完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する発生
- 救済の目的その他の保険契約に関する事項の調査
- 事故発生もしくは損害発生の場合に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の調査
- 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引当保険会社の権利の保全
- その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引当保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し被保険者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引当保険会社に対して行われたものとみなします。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通約款および特約条項の規定を準用します。